

道路法令関係Q&A

道路法と車両積載物落下防止措置

道路局路政課

すべきなんですネ？

ダイスケ まあまあ良いとこ突いてるな。でもこの条文では積載方法の是正措置を命令したりする根拠としてはちよつと弱くないか？

やすお それじゃあ・・・、その次の道路法第四十三条には「道路に関する禁止行為」の規程がありますよね。当該車両は「みだりに道路を損傷する」危険性があるので、道路法第七十一条の監督権を予防的に発動するとか・・・。

ダイスケ うーん。そこまで行って気づかないとは・・・。そのすぐ先にもっと直接的な条文があるだろう。

やすお 本当だ。道路法第四十三条の二ですね。「車両積載物の落下の予防等の措置」か。こんなにはつきりと書いてありましたっけ？

ダイスケ この条文は、道路を通行する車両からの落下物による交通事故などを未然に防止するために、道路管理者に車両積載物の落下予防等の措置命令権を与えた規定で、昭和四六年に新設されたんだ。これによって、道路管理者にも、道路法第四十三条の規定を実行あらしめるための対抗力を持たせたんだ。

やすお なるほど、新設された条文ですか。どうりで僕の使っている道路法令総覧には載っていないわけですよ。

ダイスケ そんな訳ないだろ。新設とは言っても

やすお この間の週末、高速道路を利用して伊豆まで行ってきたんですけど、なんとも危なっかしいトラックが僕の前を走っていたんですけど。

ダイスケ 危なっかしいって？ 居眠り運転でもしていたの？

やすお いえ、そうではないんですけど、荷台の積荷が一杯で今にも落ちそうなんです。後ろを走っていてヒヤヒヤしましたよ。あれは絶対に過積載ですね。車両自体は小さかったので車両制限令違反ではないだろうけど・・・。制限令違反の車両なら道路管理者が取り締まれるのに・・・。過積載だけだなあ。道路管理者として現場は歯がゆいでしょうね。

ダイスケ おいおい・・・。案外道路管理の基本的な部分が抜けてるんだなあ。

やすお ・・・・？ 僕、なにか間違ったこと言いました？ 制限令違反車両ならともかく、過積載の車両については道路交通法に基づいて警察が取り締まるしかありませんよね？

ダイスケ まあ確かに過積載だけだと道路管理者単独で取り締まることは難しいな。ただ、今回の件は別だろう。「積荷が今にも落ちそうだった」ってさつき自分で言っていたじゃないか。そんな危険な車両に対して道路管理者が何もできないなんてことがあるか？ 過積載以前の問題だと思うけど。

やすお まあ、冷静に考えると確かにそうかもしれないですけど・・・！ 道路法第四十二条には「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」という規定があるから、道路管理者でも

ああいった車両を取り締まることができるんですね！ 積載物が道路上に落ちてもしたら、一般交通に支障を及ぼすことになりすし、そうなる道路を良好な状態に保つように維持しているとは言えないですからね。道路管理者としては、予防的に、必要な措置を取るように命令

お前が生まれる前の話だ。勉強不足なだけ！

やすお ですよ。すみません・・・。

でも、あえてこのような条文が追加されたということは、道路管理者に対して必要な措置を講じることが求められているということでもありますよね。

ダイスケ そうだな。道路管理者としては道路パトロールを強化するなどして、積載物を落下させるおそれのある車両の発見や落下物等の排除に努める必要があるな。

やすお でも仮にあの車両が積荷を落として、それが原因で事故でも起きたら・・・。その場合は道路管理者の責任ではないですよ？ あくまでも積載物を落下させた者の責任だという理解でいいんですよね？ 高速道路を通行していると、よく横断幕なんか「落下物による事故は落とし主の過失責任です。」って書いてありますし。

ダイスケ 確かに、基本的にはそういう考え方がいいだろうな。まあ、状況にもよるだろうが、一義的には落下物による事故は落とし主の責任になる場合が多いだろう。ただし、落下物などの路上放置物件を長時間放置していると道路管理者も管理瑕疵を問われなとは限らない。長時間が具体的にどの程度なのかは明白な基準もないし、実際には裁判で争うことになるだろう

な。でも道路管理者としては、管理瑕疵を指摘されることのないよう常に細心の注意を払う必要があると言える。道路法第四十二条は「努めなければならぬ。」という文言で結ばれている。つまり、この条文は道路管理者の管理義務を明確に定めたものなんだ。

やすお なるほど。道路を良好な状態に維持することは道路管理者の重要な責務なんですね。ちなみに、道路上に落下した車両積載物に伴う事故に関する責任の所在という点でいうと、これまでの判例ではどのような点がポイントとなっているんですか？

ダイスケ 車両積載物の落下に伴う事故に関して訴訟が行われた事例は意外にも少ないようだが、さっきも言ったように、車両積載物の落下時点、つまり路上放置物の存在時点から事故発生時点までの時間的経過の長短が道路管理瑕疵の有無を決定しているという見方がある。さらに、その際、道路管理者が道路巡回をどの程度、またどのような手法で行っていたかという点も、道路管理責任の存否を判定する要因となるという指摘もあるようだな。

やすお 確かに、高速道路なんかを走っていると、結構な確率で黄色い巡回車両を見かけますね。道路には物なんか落ちていなくて当たり前って頭がありますけど、道路を良好な状態に保つた

めには、僕らの想像以上の苦勞があるのかもしれないですね。

(車両の積載物の落下の予防等の措置)

第四十三条の二 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法は是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。